慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 七二〕先日付小切手の日付前には呈示しない旨の特約の効力
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
	商法研究会(Shoho Kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1968
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology
). Vol.41, No.6 (1968. 6) ,p.61- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koaraid=AN00224504-19680615-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

(商法 七二 先日付小切手の日付前には呈示しない旨の

特約の効力

(昭和四○・二・一五判決慰藉料等請求事件)(下級民集一六巻二号二四八頁(下級民集一六巻二号二四八頁(下級民集一六巻二号二四八頁(下級民集一六巻二号二四八頁

の責任を負う。 前に支払のための呈示をした場合には、振出人に対して債務不履行前に支払のための呈示をした場合には、振出人に対して債務不履行

【参照条文】 小切手法二八条、民法四一五条

対し一〇日乃至一ヶ月先日付の小切手で支うことの了解を求め、そ三三年九月頃、Y 会社の従業員である 訴外B(店頭販売責任者)にX振出の小切手によつて買受代金を支払うようになり、さらに昭和金取引で被告Y会社より服地類を買受けるようになつたが、その後経営を全面的に委任するようになつた。Aは昭和三二年頃から、現の妻をして経営の掌に当らしめていたが、間もなく父親の訴外Aにの妻をして経営の掌に当らしめていたが、間もなく父親の訴外Aにの妻をして経営の掌に当らしめていたが、間もなく父親の訴外Aにの妻をして経営の事によっていたが、その妻をしていては、昭和三四年一月頃まで銀行に勤務していた身

Xは昭和三四年九月一二日、またもや取引銀行から小切手支払金の承諾を得た。Y方では先日付小切手を受取つたときは、これに目の承諾を得た。Y方では、日付小切手を以てYに対する支払をなし、その日付についた。その後Aは、昭和三四年九月一九日に不渡処分を受けるに至いた。その後Aは、昭和三四年九月一九日に不渡処分を受けるに至いた。その都度Bの了解を得ていた。ところがその間、先日付小切手には、その都度Bの了解を得ていた。ところがその間、先日付小切手をの不信を責め、Y側の依頼をの不能で、Xは昭和三四年九月一二日、またもや取引銀行から小切手を受けるに至いた。ところがその間に、一五乃至ととにして印めていた。というには、四方では、日付小切手を受取ったときは、これに目の承諾を得た。Y方では先日付小切手を受取ったときは、これに目の承諾を得た。Y方では先日付小切手を受取ったときは、これに目の承諾を得た。

ちにYにこれを依頼返却するよう申入れてその了解を得たが、Yに不足の連絡を受け、右小切手が先日付小切手であることを確めて直

六

善処方を求めたところ、その後において右銀行取引停止処分が取消 は銀行取引停止処分を受けるに至つたので、Y方に赴いて抗議し、 おいて依頼返却手続を怠つたため、結局右小切手は不渡となり、 銀行取引を再開することが出来た。 X

これよりさき、Xは昭和三四年初頃から塗料の製造販売事業を企

引が不可能となり、資金源に窮して右事業は挫折するに至つた。 し、X名義の銀行取引をしていたが、未だ会社設立手続が完了しな い間に前記銀行取引停止処分がなされたため、X名義による銀行取 会社設立を準備しながら、同年三月頃から事実上販売を開始

ために呈示しない旨を特約した場合に右特約をも無効とするは当ら

そこでXは、Yに対し右事業の挫折によつて蒙つた精神上の苦痛

載を求めて、本訴に及んだ。 に対する慰藉料として金五〇万円の支払と、一定の謝罪広告文の掲

であると争つた。 たとしても、小切手法二八条二項の趣旨に徴して、 しない合意とは別である。仮に日付前に呈示しない旨の特約があつ これに対してYは、先日付小切手を授受する合意と日付前に呈示 右特約自体無効

【判旨】 Xの請求一部認容

がなく、小切手面記載の振出日になつて始めて支払人たる銀行に資 定の趣旨に徴し、それ自体無効であるとする見解がないではない。し 金を生ずる場合において、 ない旨の特約をしても、かかる特約は小切手法第二八条第二項の規 かしながら、小切手を現実に振出すときに支払人たる銀行には資金 「先日付小切手について 記載の振出日以前に 支払のために呈示し 短期間の信用を受けるために先日付小切

> 唯小切手の一覧性の趣旨を徹底させるため先日付小切手について記 則に基いてかかる先日付小切手も有効とされているところである。 そうであるから、当事者の間で、 ために呈示することは振出人の意思には合致しないところである。 る(前掲示条項) のであるが、 このように記載の振出日以前に支払の 載された振出日以前に支払のために呈示をなし得るものとされてい 手を振出すことが実際上広く行われており、小切手の外観解釈の原 小切手記載の振出日以前に支払の

すれば、当然、小切手の振出人であるXにおいて右小切手の支払が て、これに違反して先日付小切手を振出日以前に支払のために呈示 以前に支払のために呈示しないことを承諾していたとこ ろで あっ 解すべきである。本件において、Yは先日付小切手を記載の振出日 よつて振出人に損害が生じたときは、振出人、受取人間の原因関係 自身が小切手面の振出日より前に支払のために呈示をなし、これに ないところであつて、かかる特約があるのにこれに違反して受取人 債務不履行として受取人は振出人に対して損害賠償の義務を負うと

をXに賠償すべきである。 よつて新規事業の経営に失敗し、そのためにXの蒙つた精神的損害 受け た(たとえ、その後、これが取消処分を受けたけれども)こ と に 見し得るところである。よつて、YはXが前記銀行取引停止処分を に限らず、他の取引であろうと)に支障をきたすであろう こと は予 結果、 X の経済的信用が失墜し、 経済的活動(それが服地売買取引 困難となり、延いては銀行取引停止処分を受ける公算が大となり、 本件特約の内容(本来XよりYに対

【評釈】 判旨に賛成

本判決に対しては、既に大塚市助教授(ジュッストニロス四)、久保欣哉本がべるにとどめる。

る日の表示でなければならず、実際の振出日と異なる日が小切手面振出日の表示は、手形の場合と異なつて、小切手が実際に振り出され法の意図する小切手の支払証券性を貫徹すれば、小切手要件であるだる有価証券という点では、為替手形と同様であるにもかかわら託する有価証券という点では、為替手形と同様であるにもかかわら託する有価証券という点では、為替手形と同様であるにもかかわら託する有価証券という点では、為替手形と同様であるにもかかわら託する有価証券という点では、為替手形と同様であるにもかかわら託する有価証券という点では、為替手形と同様であるにもかかわら託する情報を表して活用されるよう、法は種々の配慮を払つている。表出の表示は、手形の場合と異なつて、常に一覧払とされ(小二八1)、元来、小切手は支払証券であつて、常に一覧払とされ(小二八1)、

二民集六巻二一八頁)、これでは小切手の信用証券化防止に役立たないた頁、同昭和二・四・)、これでは小切手の信用証券化防止に役立たないた。 となり、 るから、 出された日ではなく、小切手面記載の振出日を基準として算定され 罰されることになる(小三、七一)。しかし、呈示期間は事実上振り 遡求するこ と が で き、振出人は資金欠缺の小切手の振出により処 な支払となり、支払が拒絶され たとき は、所持人は直ちに前者に その結果、右の呈示に対して、支払がなされたときは、それは有効 呈示があつたときは、呈示の日に支払うべき ものとしている。 手の場合にも、小切手面に記載された振出の日付前に支払のための め の呈示をなしえないとしていたが (同大正五・一二・一九民録二二輯二四四八の呈示をなしえないとしていたが (大判大正二・四・一七刑録一九輯五一七頁 手の所持人は、小切手面に記載された振出日の到来前は支払のため 保護の見地より先日付小切手も有効な小切手とし、ただ、かかる小切 え 解することは小切手の外観を信頼した善意取得者に不測の損害を与 用証券となつてしまうからである。しかし、先日付小切手を無効と 日付を満期とし、支払呈示期間を一〇日間とする為替手形類似の信 る小切手を有効と解すると、先日付小切手は小切手面記載の振出 該小切手は無効な小切手といわなければならない。なぜなら、 日付を実際の振出日より後日とする小切手) 振出日として記載されている場合には 現行法は小切手の一覧払性を徹底せしめる意味で、 取引の安全を害することになる。旧法下の判例は、 先日付小切手の振出によつて、 実際上も先日付小切手はこの目的で利用されている場合が 呈示期間が伸長されること はその一例 であるー 先日付 小切手 先日付小切 善意取得者 (振出の

研究

六四

要するに、小切手法二八条二項の規定の立法趣旨は、先日付小切要するに、小切手法二八条二項の規定に違反するものとして、所認を前提として、小切手の一覧払性を賃徹せしめんとしたところがには呈示をしない旨の特約は、右の規定に違反するものとして、にあるから、右の規定は強行法規であり、振出人・受取人間の日付にあるから、右の規定は強行法規であり、振出人・受取人間の日付にあるから、右の規定は強力を責敵として、小切手法二八条二項の規定の立法趣旨は、先日付小切要するに、小切手法二八条二項の規定の立法趣旨は、先日付小切

的需要の存することを示すもので、その全面的抑圧を目指すような わが国で先日付小切手が相当広く行なわれていることは、 振出日まで支払呈示をしないことを約するだけであつて、 ことを直接に定めているものではなく、ただ振出人の資金の都合上 授は、「この種の特約は小切手法二八条二項の 強行規定を 変更する みると、このように解するのが妥当であろう)。これに対し田中誠二教 説に反するものとして後述の田中(誠)教授説を挙げられている点から られているように表現に曖昧な点があるので問題であるが、同教授が自 このように解して良いかどうかは、大塚評釈 (四号|五五頁) の中で述べ (季珠三六三頁註九一) とされ、右の効力を否定される(鈴木教授の見解を(鈴木・手形法・小切) とされ、右の効力を否定される(鈴木教授の見解を ることは別として、そのような特約自体は無効と解せざるをえない」 原因債権が期限未到来の場合のように原因関係上の抗弁を提出しう 法趣旨からみて「振出の日付前には呈示しない旨の特約をしても、 点にある。この点に関し鈴木竹雄教授は、小切手法二八条二項の立 問題は、右の特約の小切手外の一般私法上の効力はどうかという 民法九〇条に反する契約とはいえないのであり、 また現在 公益に害 その経済

て の算定基準を小切手記載の振出日とすることから生ずる結果であつ が実質上伸長されるのは、 切手の信用証券的利用を容認することになるであろう。しかし、先 て実質上伸長されることになり、これを認めることは、ある程度小 特約を遵守して、日付前の呈示は差し控えるのが常態であろう。こ で振出人に損害が生じたときは、賠償責任を負わねばならないから、 違反してなされた日付前の呈示が有効であるとはいえ、それが原因 私法上の効力を肯定すれば、小切手の受取人は、たとえ右の特約に 把握の仕方には疑問がある。なるほど、右の特約の小切手外の一般 えるかに係るものとして把握されているが (茶祭四頁) このような 向で考えるか、なおある程度の信用証券的利用を容認する方向で考 説の評価の方法を、久保助教授は小切手の支払証券性を貫徹する方 日付小切手の利用によつて、本来短かくあるべき小切手の呈示期間 の結果、小切手の呈示期間は、先日付小切手を利用することによつ 右の特約の小切手外の一般私法上の効力を巡るかかる対立せる学 右の特約の有無とは直接に関係がない(掲評釈一七頁)。このこと 先日付小切手を容認し、しかも呈示期間

効力を有効と解することが小切手のある程度の信用証券的利用を容私は度外視してよいと考える)。してみれば、 右の特約の 小切手外のる場合に全く 度外視してよいか 否か 問題であるとするが (野上・前掲)ようとする法の意図に反する事態の発生を少なくとも助長するおそれがようとする法の意図に反する事態の発生を少なくとも助長するおそれがは冒接的、側面的ながら、支払証券としての小切手の信用証券化を避けは冒接的、側面的ながら、支払証券としての小切手の信用証券化を避けは呈示をしない 場合を 考えれば 明白であろう (野上評釈は右の特約は呈示をしない 場合を 考えれば 明白であろう (野上評釈は右の特約

は

右の特約が存在しなくても、受取人が日付を尊重して日付前に

ず、民法九〇条に反する契約とはいえないから、右の特約の小切手都合上振出日まで 支払のための 呈示をしないことを 約するに すぎの原則に従つて理解されるべきであり、右の特約は振出人の資金の屋示自体は有効である。)、右の特約の小切手外の効力は、一般契約上(前に述べたごとく右の特約に違反して 受取人が日付前に 呈示しても、、小切手の支払証券性は 理論的にいかなる 影響も 受けないから認することになると考えるのは誤解であり、右の特約の存在によつ

外の効力は有効と解するのが正しいと考える。

阪

埜

〔労働法 四八〕労働組合脱退の自由

(昭四二・七・二八判決) (昭四二・七・二八判決)

の総会で階層別一律賃上げと三ヵ年計画の労働時間短縮とを労働協

あつた。 【事実】 被告谷口光衛ほか一八三名は、原告日本光学労働組合の提合して、「代議員会並びに総会で脱退を認めたとき」との 規定が由として、「代議員会並びに総会で脱退を認めたとき」との 規定が由として、「代議員会並びに総会で脱退を認めたとき」との 規定が出として、「代議員会並びに総会で脱退を認めたとき」との 規定が出 (事実) 被告谷口光衛ほか一八三名は、原告日本光学労働組合の

の結果賃率以外の点につき若干の修正を加えた中間報告を再び専門旦各代議員をして職場に持ち帰り職場の組合員の意見を聴かせ、そ告した。③原告組合代議員会はその中間報告について討議の上、一回の討議を重ね、同年六月一九日代議員会に対しその結果を中間報回の討議を重ね、同年六月一九日代議員会に対しその結果を中間報回の討議を重ね、同年六月一九日代議員会に対しその結果を中間報のの結果賃率以外の点につき若干の修正を加えた中間報的でいる。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を表記した。(第一次)を表記した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を承認した。(第一次)を示している。(第一次)を示しまないる。(第一次)を示している。(第一次)をいる。(注意える)をいる。(第一次)をいる。(第一次)をいる。(第一次)をいる。(第一次)をいる。(注意える)をいる。(注意える)をいる。(注意える)をいる。(注意える)をいる。(注意える)をいる。(注意える。(注意える)をいる。(注意える。(注意える)をいる。(注意える)をいる。(注意える。(注意える)をいる。(注意える)をいる。(注意える。(注意える)をいる

例研究

と対立していた。すなわち、①原告組合は、昭和三九年四月一七日協約は昭和四○年一月一一日失効し、協約改訂をめぐり原告は会社

次に、原告組合が訴外日本光学株式会社との間に結んでいた労働

(九三七)

六五